

公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進

- 過去に建設された大量の公共施設等の更新時期に対応するため、地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を要請
- 上記の推進にあたり必要な計画（公共施設等総合管理計画）の作成に要する経費について特別交付税措置を実施
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設

1. 公共施設等総合管理計画

地方公共団体に対し、以下の内容等を定めた計画の作成を要請

- ・公共施設等の現況及び将来の見通し
(例) 公共施設等の状況（数、延べ床面積等）
財政状況、人口動態 など
- ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
(例) 統合・更新・長寿命化等に関する基本的な考え方
総量等に関する数値目標 など

2. 計画の策定に係る支援

- ・各地方公共団体において、人口動向や財政・施設の状況等の地域の実情を踏まえ、かつ、全施設類型にわたる横串の計画を作成することができるよう、留意事項等を助言
- ・計画作成に要する経費について特別交付税措置 措置率 1／2

3. 計画に基づく公共施設等の除却についての地方債の特例措置

- ・計画に基づく公共施設等（公営企業に係るものを除く）の除却について、地方債の特例措置を創設（地方財政法を改正）
- ・特例期間 平成26年度以後の当分の間
- ・地方債の充当率 75%（資金手当）
- ・地方債計画上額 300億円（一般単独事業（一般）の内数）

※ なお、公営企業については、水道施設等に限定されていた施設処分に要する経費の財源に充てるための企業債の発行を認める取扱いを全ての事業区分に広げる（地方債計画上額 120億円（公営企業債各事業の内数の計））